



開局時間のご案内

月～金 9:00～18:00

(13:30～14:30は閉局)

土 13:00～18:00

日・祝は休業

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。



ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

保険薬局

夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00- 土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 19:00-22:00 6:00-8:00

深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日

年末年始（12月30日-翌年1月3日）

パートナー薬局

緊急連絡先（転送電話）044-589-8856

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日:8時間以上
土日:一定時間
週:45時間以上



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



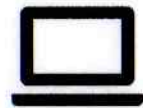
健康相談

健康相談を行っています。
一般用医薬品を販売や医療機関への受診を勧奨しています。



医薬品備蓄

1200品目以上の
医薬品を備蓄しています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



在宅

在宅業務体制の整備と実績(年12回以上)。医療機関、訪問看護ステーションとの連携が可能。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者
株式会社
かわさきメディケアパ
ートナーズ



取り扱う一般用医薬品
新型コロナウイルス抗原検査キ
ット



管理薬剤師
赤崎 翼

勤務する薬剤師(保管・陳列・販売・情報提供・相
談)

飯草 翔太
遠藤 美幸

薬剤師

白衣: 名札に氏名及び「薬剤師」

その他の勤務者

医務衣: 名札に氏名



営業時間

9:00-13:30

14:30-18:00

休日: 日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し
込みを受理する時間は上記営業時
間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

080-5498-2530



薬局の名称・許可番号・許可年
月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参照

患者さんへのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状態が続いています。新型コロナウイルス感染症や薬の製造上の問題、需要の増加などの問題が複雑に絡み合っており、流通の逼迫が発生しています。

状況によっては医師に確認の上



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

などをおこなう必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合もございます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



調剤基本料 1	45点
後発医薬品調剤体制加算 2 . . .	28点
地域支援体制加算 2	40点
連携強化加算	5点

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勤めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局数が300店舗未満で処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518 単位/回



同一建物居住者

379 単位/回 (2-9人)

342 単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

パートナー薬局 管理薬剤師 赤崎 翼
川崎市長指定介護保険事業所 第1312号

TEL 044-589-8856
FAX 044-589-8857
緊急時→転送電話 (24時間対応)

調剤だけでなくおくすり相談や
健康チェックも行っています

おくすり相談

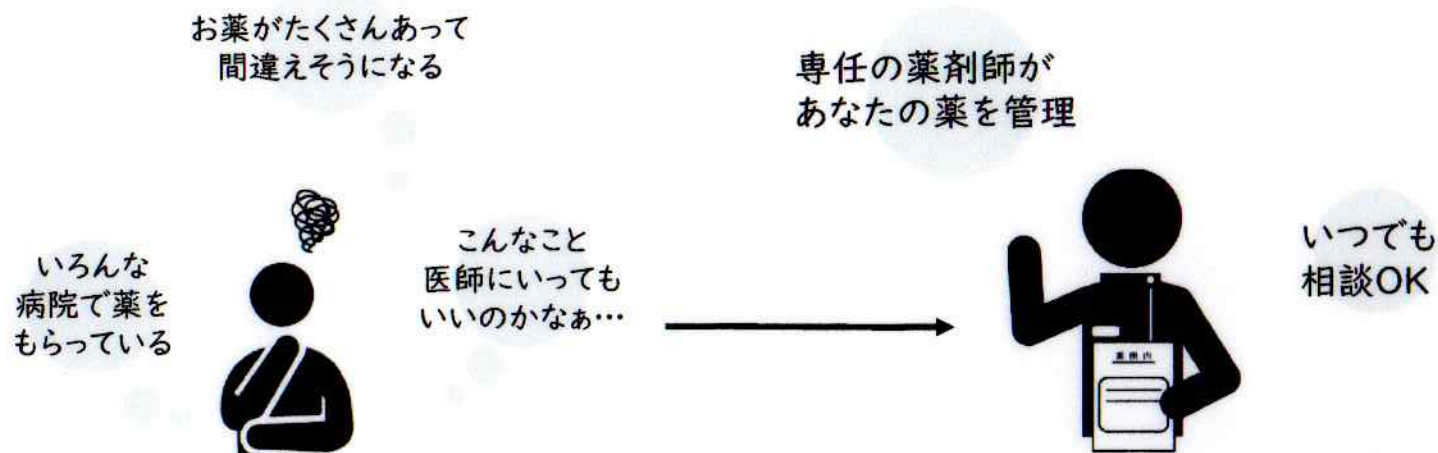


健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康
チェックを行います。お気軽にお越しください。
また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参加しています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
に変更を希望される
方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
- 当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。
- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を適切に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

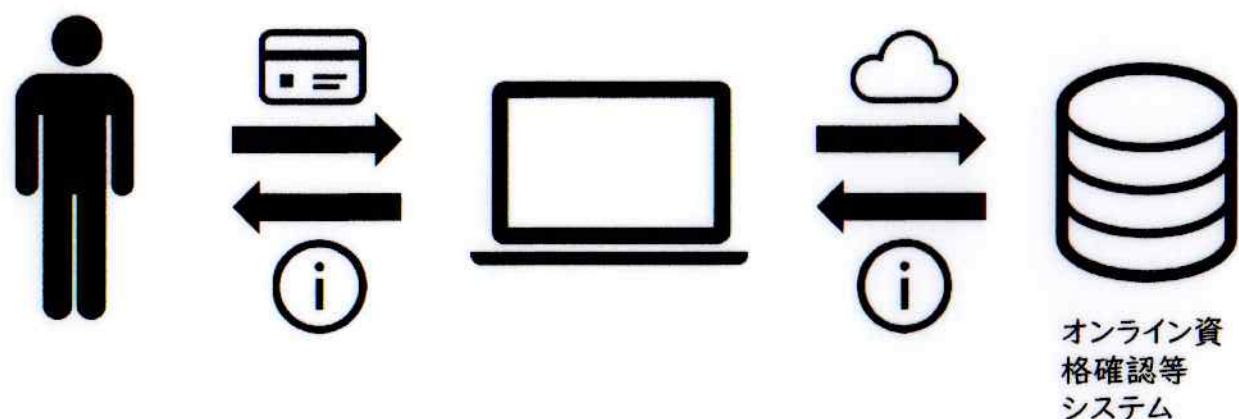
- 当薬局における調剤サービスの提供や業務の維持・改善のための基礎資料
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）、家族などへの薬に関する説明
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携・照会への回答
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修、薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

情報通信技術を活用しています



当薬局では、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施できる体制を有しています。

無菌的な調剤を行っています



当薬局では、2つ以上の注射剤（中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬）について、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な調剤を行っています。

当薬局では2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理を行うための無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットを設置しています。

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「してはいけないこと」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列。

第3類 医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

川崎市薬剤師会
044-211-2325

川崎市保健所医事薬事課
044-200-2494

患者さまに実費負担していただくサービス等について

患者さまの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

- ◆ 患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合
 - ・ 7日分ごとに 350円
- ◆ 患者さまの希望に基づく甘味料の添加
 - ・ 1調剤につき 液剤の場合30円 散剤又は顆粒剤の場合30円
- ◆ 服薬管理に必要な、服薬カレンダー
 - ・ 壁掛けタイプ 120円～ BOXタイプ 800円
- ◆ 証明書の発行（生命保険等に必要な場合等）
 - ・ 1通につき 2000円
- ◆ 調剤録や薬剤服用歴等の開示を希望される場合
 - ・ 1回につき 1000円（写しが必要な場合は1枚につき300円）
- ◆ 患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費
 - ・ 公共交通機関を利用してお伺いする場合の交通費（実費相当）
 - ・ 自家用車等を利用する場合、別途（実費相当）となります
- ◆ 再使用できない水薬又は軟膏薬のポリ容器
 - ・ 患者様都合で容器を分けて充填する場合のみ 50円/個
- ◆ 薬剤の持参料、郵送料
 - ・ 実費相当
- ◆ プラスチック買物袋（レジ袋）
 - ・ 5円/枚

調剤報酬点数表（令和6年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和6年3月26日 日本薬剤師会作成

(令和6年4月30日 一部訂正)

(令和6年5月14日 一部訂正)

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受給率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ・月40万回超（または 300店舗以上） ・特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
“（後発医薬品の試用）”		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上	21点
後発医薬品調剤体制加算 2	○	後発医薬品の調剤数量が85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算 3	○	後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算	○	電子処方箋の応需体制、電子薬歴、マイナ保険証の利用実績ほか、月1回まで	4点
薬剤調剤料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 +10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（6歳未満 137点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（6歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ “ ” ）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I&S剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I&S剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トーチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調剤料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算		複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算 1		オンライン資格確認体制、6月に1回まで	3点
医療情報取得加算 2		オン資体制、電子資格確認による薬剤情報等取得、6月に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	-	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要と判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点 320点 290点 59点
② 単一建物患者 2～9人			
③ 単一建物患者 10人以上			
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者は原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			
② ①・③以外			
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
”（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の減価措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%